

## さいたま市監査委員告示第60号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年4月6日付けさいたま市監査委員告示第53号で公表した工事監査の結果に基づき、さいたま市長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和3年7月1日

さいたま市監査委員	大 矢 幸 子
同	工 藤 道 弘
同	伊 藤 仕

指摘事項等措置報告書

都市局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] 都市計画部 都市公園課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>平成30年度（仮称）浦和東部第一近隣公園施設整備工事</li></ul> <p>工期延長手続について、工期延長申請書が見受けられないことから、さいたま市建設工事請負契約基準約款第22条により、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後につきましては、工期延長手続について「さいたま市建設工事請負契約基準約款」を遵守し適正な事務処理を行います。</p>

指摘事項等措置報告書

都市局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] 都市計画部 みどり推進課 ・宮原町1丁目緑地整備工事</p> <p>準備工の除草について、受注者と協議の結果、工事着手に支障があるとして、直接工事費に積上げ計上しているが、共通仮設費率に含まれていることから、土木工事標準積算基準書を適正に運用し積算するべきである。</p> <p>検査結果について、工事検査結果の報告を部長に行っていないことから、さいたま市事務専決規程第3条により、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>準備工の除草の積算に関しては、「土木工事標準積算基準書」を遵守し、適正に対応いたします。</p> <p>今後につきましては、工事検査結果手続について「さいたま市事務専決規程」を遵守し適正な事務処理を行います。</p>

指摘事項等措置報告書

都市局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] 北部都市・公園管理事務所 管理課 ・岩槻城址公園複合遊具外設置工事</p> <p>検査結果について、工事検査結果の決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていることから、さいたま市事務専決規程第3条により、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後につきましては、工事検査結果手続について「さいたま市事務専決規程」を遵守し適正な事務処理を行います。</p>

# 指摘事項等措置報告書

都市局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] 南部都市・公園管理事務所 管理課</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・荒川総合運動公園堆積土砂撤去等災害復旧工事</li></ul> <p>工期延長手続について、工期延長申請書の決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていることから、さいたま市事務専決規程第3条により、適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>今後につきましては、工期延長手続について「さいたま市事務専決規程」を遵守し適正な事務処理を行います。</p>

# 指摘事項等措置報告書

建設局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>[工事] 南部建設事務所 下水道建設課 ・芝川第13処理分区下水道工事（南建-R1-1017）</p> <p>作業員の安全対策について、一部人孔設置作業で土留めに連続性がなく、掘削面の土砂崩壊につながるおそれがあり、労働安全衛生規則第361条で定められた安全対策を行っていないことから、受注者を適切に指導・監督するべきである。</p>	<p>受注者に対しては、指摘があったことを今後繰り返すことの無いよう指導しました。また、発注者としては、未然防止の観点から、受注者への指導を徹底することとし、課内会議、係会議、OJTなどの場で報告し情報共有を実施しました。</p>